

第1部 日本の農村開発と農村研究 - 第5章 戦後 農村の復興に果たした農協の役割 鹿児島県北西部 の農村を事例にして

著者	板垣 啓四郎
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	569
雑誌名	開発と農村 - 農村開発論再考
ページ	141-167
発行年	2008
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011686

第5章

戦後農村の復興に果たした農協の役割

鹿児島県北西部の農村を事例にして

板垣 啓四郎

はじめに

廃墟から出発した戦後日本の農業・農村の復興プロセスが、開発途上国の農業・農村開発に対してなんらかの有効な示唆と教訓を与えるのではないかという仮説のもとに、その復興プロセスの事実を再確認し、日本の経験を見直そうとする機運が高まってきている。

戦後の日本は、食糧や燃料などの基礎物資が極端なまでに不足し、人々はすっかり疲弊して将来へのビジョンを容易に描きがたいほど打ちひしがれていた。食糧の増産と絶対的貧困の削減は、文字通り国家の至上命題であった。とりわけ、食糧を安定的に供給して民心を落ち着かせることが、最重要課題のひとつであったことは疑いえない。そのためには、農業を振興して食糧を増産させ、多くの人口を抱える農村の経済を向上・安定させることこそ、日本経済復興の基礎を形づくる要諦であった。

いいかえれば、食糧の増産と農村貧困の削減という、すぐれて今日の後発途上国が直面している政策課題をどのように克服していくべきかが、当時真剣に模索されていたわけである。食糧の増産と農村貧困の削減は、その一方で農村社会の民主化を前提条件とした。

しかしながら、こうした課題の克服は、多くの場合において、農村を構成

する農家個々の小さな力量をもってしては、到底叶わぬことであった。政府による強力な政策的バックアップのもとに、農家もてる力を結集させて農業協同組合（以下、農協という）を設置し、そこに農業・農村復興の求心力をもたせることが必要であった。とりわけ、ここで取り上げる後進地域の鹿児島県のように、農業・農村を取り巻く自然的・社会経済的諸条件がことのほか厳しいところでは、農協を中核において農業・農村の復興を図ることが重要なエントリー・ポイントのひとつであった。

本章は、こうした問題意識を念頭におきつつ、鹿児島県北西部に位置する農村を事例に取り上げて、戦後10年間における農業の復興と振興に果たした農協の役割を明らかにし、その経験的事実から現在の後発途上国の農業開発に対する有効な政策的示唆を引き出し、整理することを目的とする。過去において、こうした視点から分析を試みた既往の研究は、それほど存在していない⁽¹⁾。

本章の構成は次の通りである。第1節では、戦後10年の農業復興に向けた農政の政策的枠組みを振り返り、当時の調査村を取り巻く外からの政策環境を描き出す。第2節では、調査村における農業の現状を説明する。第3節は、本章の中心的な部分である。ここでは、まず調査村を対象とする農業復興キャンペーンの一環として県が制作した映画「みんなの力で」を材料にしながら、残されている当時の資料と当時の農業・農村事情を知る人々からの聞き取り調査をベースに、戦後10年間に調査村がどのような自然的・社会経済的諸条件のもとで、どのような農業・農村が復興の過程をたどったのか、またそのなかで農協がどのような役割を果たしたのか、そのポイントを整理する。第4節では、農協によって主導された農業・農村の復興プロセスが、今日の開発途上国の農業・農村開発に対してどのようなインプリケーションを与えるのかを考察する。

第1節 戦後10年の農政の基本的枠組み

戦後10年の農政の歩みを振り返るとき、そのキーワードとなるものは何か？ 紙谷は「わが国の農政は、土地政策と食料政策という2つの大きな柱を中心として展開されており、……」(紙谷[2002: 44])と断言している。また、大川は「戦後農政を規程づけた枠組みを考えると、太平洋戦争中でのいわゆる戦時体制の一環としての『食糧管理法』(1942年)と戦後『農地改革』を取り上げなければならない。同時にこの2つは、わが国の20世紀後半の日本農業・農村の枠組みを規定づけたものとしてきわめて重要なものであった」(大川[2001: 12])と述べている。大川もまた、食糧管理法に代表される食料政策と農地改革に代表される土地政策を、戦後わが国農政の基本的枠組みとしている。こうしてみれば、土地政策と食料政策を両輪とし基本的枠組みとしながら、戦後の農政が展開されていったといつてよいであろう。それでは、この2つの政策の基本的な内容は、いかなるものであったのか。

少なくとも、戦後10年間ににおける土地政策を代表するものは、農地改革(1946年10月に農地改革法が公布)であり、また改革の成果を定着させ恒久化させるための農地法(1952年に制定)であった。農地改革が完了した昭和25年末までに、475万戸の農家に対して193万町歩の農地が政府によって買収され、小作人に売り渡された(大川[2001: 12])。単純に計算すれば、農家1戸当たりに対して平均4反歩あまりの農地が、それまで小作であった農家に売り渡されたことになる。「昭和25年に世界農業センサスがわが国でも実施され、農家総数618万戸のうち5反歩未満の零細農家層のシェアが24%であった」(大川[2001: 13])とされている。また農地改革の結果、「昭和20年に総農地面積に占める小作地の割合は46%であったものが、昭和25年には10%になった。残存小作地の小作料も統制されたために、地代相当分よりもはるかに低い小作料を支払うにすぎなかったのである」(紙谷[2002: 44])。「農地法は、賃貸借を含む農地の流動化を厳しく制約し、耕作者の地位の安定化を図る」(紙谷

[2002: 46]) ことが意図された。

こうして、戦後10年足らずの間に、自作農が広範に創設され、残存した小作地も小作料率を低く抑え、かつその耕作権も著しく強化された。農地改革は、かつての封建的な地主の支配から小作人が解放され、農村の民主化をうながしたものの、零細で分散した農地の所有構造を固定化させることにつながった(「写真が語る昭和農業史」刊行会 [1989: 38])。

他方、食料政策を代表するものは、食糧管理法であった。食糧管理法は、「生産者が収穫高から自己保有米を除く米の全量を供出し、供出された米は国家管理の下に消費者に配給されるという直接的な統制であった」(紙谷 [2002: 48])。かかる米の供出を督励するために、強権発動による食糧緊急措置令(1946年に制定)が発令され、また供出量の事前割当制を定めた食糧確保臨時措置法(1948年に制定)が施行された。「米価に関しては、1934 - 36年を基準年次として生産資材および生活用品価格の上昇率を米価に反映させるパリティ方式が1946年に導入されたが、インフレ抑制の配慮から、米価は需給均衡価格に比べて低い水準に抑制されていた」(紙谷 [2002: 48])。

ともかくも、農地改革を通じて、農民は零細規模ながらも自らの農地を所有することになり、また小作地の耕作権も安定したことから、食糧増産に向けた生産的インセンティブを得ることになった。しかしながら、低米価政策のもと強権発動をともなった米の強制供出は、逆に農民に対して生産的インセンティブを削ぐ効果をもつことにつながった。このように農地改革と食糧管理法は、農民に対する生産的インセンティブの面ではその効果がまったく相反する政策であったが、それにもかかわらず、国全体からみた食糧需給は、戦時中から終戦直後にかけてのしばらくの間にみられた異常な食糧不足の時期を除けば、昭和20年代中頃から次第に緩和する方向を示しはじめたのである。これは、いかなる要因にもとづくのであろうか？

この間に、アメリカから小麦、小麦粉および粉乳などの食糧援助が行われたこともあるが、基本的には国内の食糧生産が比較的早いうちに回復したことが挙げられる。食糧生産は、傾斜生産方式によって増産された化学肥料、

新しく開発された農薬など農業投入財の増投に加えて、増収をもたらす稲作品種の開発、保温折衷苗代の導入など新しい技術の開発と普及によるところが大きい。1948年に制定された「農業改良助長法」は、農業改良普及事業を通じて「『能率的な農法の発達、農業生産の増大および農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき、有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進すること』(第1条)を目指し、農民がこの事業の主体であった」(柏・坂本編[1978: 37-38])。農業改良普及事業は、「日本農業の生産力を回復、発展させ、食糧不足を克服するという緊急の要請に答えるために、まず農業の技術水準を引き上げるという課題に取り組みなければならなかった」(柏・坂本編[1978: 36])のであり、また他方において「日本農村の近代化・民主化を促進し、農村生活の向上をはかるために、農民の主眼的条件を整えるという課題があった」(柏・坂本編[1978: 36])のである。かくして、農業改良普及事業は、開発された技術の普及を通して作物の増収を図るとともに、自らが抱える問題を発見し解決できる「考える農民」の創出に、主眼をおいていたのである。

さらに、農村の民主化と農業・農村の発展に多大な影響を及ぼしたのは、農業協同組合法(以下、農協法という)の制定である。農協法は、1947年に公布・施行された。農協法の目的は、「農民の協同組織の発達を促進し、以って農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、あわせて国民経済の発展を期する」(全国農業協同組合中央会[1988: 87])とされている。戦前には農業会が存在していたが、「占領軍にとって国策代行をつとめてきた農業会は軍国主義の温床であり、非民主的な独占的統制機関と映った」(全国農業協同組合中央会[1988: 83])ことから、自由・自主という協同組合の原則にこだわる占領軍の意向に沿った農協法が成立した。農協が実施しようとする事業の範囲は、組合員に対する資金の貸付と組合員の貯金受入、組合員が必要とする農業資機材や生活物資の共同購買、組合員が生産した農産物の共同による運搬・加工・貯蔵・販売、共同利用施設の設置、農作業の共同化と農業労働効率増進施設の設置、農地の造成・改良・管理、農業水利施設の設置と

管理，農村工業，農業共済，農村の生活と文化の改善，組合員に対する農業技術の指導・研修・情報提供，など実に広範な分野にわたっていた（全国農業協同組合中央会 [1988: 87]）。農協法の施行以後，農業会の資産を引き継いで農協が各地に急速に生まれていき，1948年12月には，2万7819にも達した（全国農業協同組合中央会 [1988: 88]）。

このようにきわめて短期間に農協の組織化が行われたのは，農業会の解体にともなって従来農業会が行っていた事業，とりわけ「当時の厳しい食糧統制の下で，この組織に食糧集荷機構また農政の協力組織としての役割が期待されたからでもある」（紙谷 [2002: 47]），また「物資の配給，貯金吸収を行う団体が必要だったからである」（全国農業協同組合中央会 [1988: 89]）。しかしながら，農協は「自由意志によって設立するというよりは，上からの設立ということとなり，農民自身の協同心が十分でないままに，形だけととのえたという格好を生み，その後の農協経営不振の原因のひとつとなったのである」（全国農業協同組合中央会 [1988: 89]）。現実の動きはともかくとして，戦後，行政単位（あるいは集落単位）をもって発足した農協の設立理念は，組合員である農民の自由意志にもとづいて自発的かつ主体的に協同の力でもってさまざまな事業に取り組み，農民の経済的利益と農村の生活改善を求めて活動し，農村の民主化を目指すものであったといえよう。

以上，みてきたように，戦後10年の農政の目標は，農地改革の実施および農協の設立によって農村の民主化を進めると同時に，食糧不足を軽減し解消するために食糧の直接統制と強権供出によって食糧を低価格で再配分し，また新しい技術の開発と普及によって生産性を引き上げることにおかれていたのである。

1955年には米が空前の大豊作となって，その総生産量は1238万トンにも達し，10年前に比較して倍増した。その配分に問題は残っていたとしても，米の需給は大幅に緩和され，その後農業生産の選択的拡大を目指す基本法農政へ引き継がれることになったのである。

第2節 調査地の農業概要

戦後10年の農政の基本的枠組みのなかで、調査地がこの間にどのような農業の復興と振興の変遷をたどったのか、その内実を検討する前に、現在の調査地の農業概要について、説明しておくことにしよう。

調査地は、鹿児島県北西部に位置する薩摩郡さつま町佐志である。佐志は、かつて薩摩郡佐志村といい、1954年10月、隣接する宮之城町に山崎村とともに編入され、新たに薩摩郡宮之城町佐志となった。さらに宮之城町は、2005年3月、旧宮之城町、旧鶴田町および旧薩摩町が広域合併して、新たにさつま町へと生まれ変わった。

佐志は、さつま町の中心地である宮之城・屋地から東へおよそ4キロメートルの地点にあり、四方を小高い丘陵や山々が囲み、中心部には比較的広い盆地が広がっている。佐志の北部はるか後方には標高1067メートルを頂点とする紫尾連峰がそびえ、また西部の山々を水源とした穴川が盆地を東西に貫流し、南九州随一の河川である川内川に注ぎ込んでいる。

佐志は、平坦な盆地状の地形と穴川流域の沖積土壌、それに穴川に流れ込む豊かな水を利用して、宮之城を中心とする祁答院地方のなかにあって、古くから有数の稲作地帯としてその名を知られていた。現在は、稲作と家畜(生産牛)を組み合わせた複合経営が営農形態の典型である。

佐志の農業・農村に関するさつま町役場から配布された説明資料によれば、2000年の時点で、総戸数669戸のうち農家戸数は289戸であり、農家率は43.2%となっている。289戸の農家戸数のうち販売農家数は213戸(このうち主業農家64戸、準主業農家24戸、副業的農家125戸)であり、自給的農家数は76戸となっている。また担い手のいる農家数はわずか14戸にすぎず、認定農業者数も12戸を数えるにすぎない。総人口1695人のうち農家人口は931人(男429人、女502人)であり、農家人口率は54.9%となっている。農家人口のうち農業就業人口は682人(男351人、女331人)である。農業就業人口のうち60歳以上の高齢就

業者数は375人であり、高齢就業者率は55.0%となっている。

耕地面積は283ヘクタールであり、このうち水田が230ヘクタール、普通畑が50ヘクタール、そして樹園地が3ヘクタールであり、水田率は81.3%とかなり高い。また土地基盤整備率は、水田が75.4%、普通畑が86.6%となっている。経営規模別農家数の比率をみると、農家戸数289戸のうち、50アール未満が124戸(42.9%)、50アール以上から100アール未満が88戸(30.4%)、100アール以上150アール未満が40戸(13.8%)となっており、これだけで農家戸数全体の87.1%を占めている。100アール未満だけでも、実に73.3%を占めている。農家の営農意向状況をみると、現状維持が農家全体の90.4%を占めるが、経営主の年齢が高齢化するほど、現状維持に加え経営規模を縮小ないしは離農したい意向をもつ農家が存在し、年齢が若いほど、ごくわずかな数ではあるが、現状維持に加えて経営規模を拡大したい農家が存在する。農業生産の現状では、農作物別に作付面積と栽培農家戸数をみると、水稲が160.0ヘクタール(300戸)、たばこが5.1ヘクタール(5戸)、野菜が1.5ヘクタール(10戸)、そしてイチゴが0.2ヘクタール(2戸)となっている。また、家畜の飼養頭数と飼養農家戸数をみると、生産牛が232頭(56戸)、肥育牛が362頭(2戸)となっている(「さつま町役場」の説明資料にもとづく)。

以上のことから、佐志農業の現状を、次のように要約することができる。佐志では、兼業農家や自給的農家が多く、農業を主たる就業の場としている者にあっても高齢化が進み、担い手となる後継者はほとんど育っていない。後継者不在で1ヘクタール以下の狭隘な農地しか保有していない高齢の農業主業者は、今後経営規模を現状維持もしくは縮小・離農することを考えている。農業主業者の大多数は、水稲の栽培を中心としてこれに少数の生産牛を飼養しており、ごく一部の農家に野菜やイチゴの生産販売農家が存在する。肥育牛は、2戸の農家が企業的経営で大規模に飼養している、というようにまとめることができよう。

なお、上述した数値は2000年のデータであるから、その後7年余りが経過した現在では、農業主業者はますます高齢化するとともに担い手はいよいよ

不足し、経営基盤はさらに脆弱化しているものと推察される。この間に、米価は市場原理の決定に委ねることが原則化されて低下傾向にあり、生産牛にしても、一部に輸入された牛肉に牛海綿状脳症（Bovine Spongiform Encephalopathy: BSE）の問題が発生したにせよ、安価な輸入牛肉の大幅増加の影響で、子牛の市況は不安定でかつ低迷している。それでいて、この間に農業資機材の価格が低下し、農業機械および農業施設に対する減価償却費が小さくなったわけではない。こうしてみれば、農産物販売価格と農業投入財価格の対比、要するに農家交易条件から判断する限り、主業農家の農業所得水準は、以前に比較して、むしろ悪化さえしているといえる。

こうした佐志農業の現状にあって、さつま町役場の政策担当者は佐志農業者の意向を踏まえつつ、次の4つの柱を農業発展のビジョンに据えている。すなわち、①地域特産品の開発と販売への取り組み、②集落農場の確立と担い手への農地集積、③水田の高度利用と稲作に代わる転換作物の振興、そして④消費者との交流推進、である（「さつま町役場」の説明資料にもとづく）。

佐志が描く農業発展の具体的イメージとは、水稻の農作業受委託などを中心にした集落農場を形成し、担い手が農作業の中核となって農業機械および農業施設の効率の利用を図るとともに、生産コストを削減する。その一方で、水稻に代替する高収益作物（野菜、果実などの施設園芸）を導入・育成するとともに地域特産品（加工農産物など）を開発し、都市消費者との交流を密にしながら、それらを直売するとともに、観光農園での体験などグリーン・ツーリズムの促進を目指そうとするものである。

第3節 農業復興に果たした農協の役割

1. 県政フィルム「みんなの力で」

鹿児島県広報文書課は、1954年に経済自立映画 共同販売篇 「みんなの力で」

なの力で」を制作し、世にリリースした。撮影地は鹿児島県北西部に位置する当時の薩摩郡佐志村である。この映画は、村の農業復興のためには農協の立て直しが不可欠であるとの認識にたち、農協が農業復興に果たす役割の意義を問うたものである。いいかえれば、農協の再建こそが農業・農村開発のキーワードであることを広く知らしめ、農業・農村の復興を模索している県内のほかの村を啓発することが目論まれていた。

さて、当時の佐志村の農業概況については後述するとして、まず8分間にわたる映画のナレーションのすべてをここに再録することにする。

「朝靄につつまれた山並みの麓に、平和なそして静かな村があります。この村も、かつては幾多の苦難に直面しましたが、今では輝かしい希望に満ちた村として生まれ変わったのです。すぐる昭和23年、この村に作られた農協は、わずか1年も経たぬうちに放漫な経営と組合員のわがままから、ついに競売代金さえも支払うことができず、多くの赤字を残して崩壊寸前に追い込まれ、倉庫も荒れるにまかせるという有様でした。この農協の混乱につけこんだ町の商人たちは村に入り込み、あるときは庭先で相場に疎い農民の生産物を買いたたき、甚だしいときは畑で直接取引が行われる有様で、農民の生活は毎日に脅かされていきました。一方、こうしたなかで、農協の建て直しを説いて回る熱心な人々の姿もみられましたが、耳を傾けようとする人はほとんどありませんでした。生産費を償うことのできない農民のなかには、田畑を手放して住み慣れた村を出て行く人もあり、その悲しみは重苦しく村全体をつつんでいきました。このような状況をみるたびに、村人たちは農協の再建が農民の生活を守る一番の近道であると悟り、部落会が各所で開かれ、熱心な話し合いが行われました。こうした村人の願いが実を結び、新しい農協の建設、第一歩が踏み出されることになったのであります。当面、農協運営の基礎となる出資金を募るとともに、預金の増強に重点がおかれまして。しかし、かつての農協への不信から、預金を引き出す不心得な人もあり、農協長はひとりひとりに農協の使命を訴えねばなりません。啓発と同時に農業技

術の指導を合わせ行い、農民と組合とのつながりを一層密接にしました。その春から、肥料の共同購入が実行され、農民は安い肥料を楽に手に入れることができるようになりました。農民たちは出来秋の生産物全部を無条件で農協に納め、組合を通じて委託販売をするように改めました。次に、農協は預金をもとに政府の融資と補助により、土地改良計画を立てました。土管運びを子供たちが引き受け、全村挙げての協力。こうして湿田の排水作業も行われています。農道の大がかりな建設工事も、村民の協力で進められており、農協の計画と共同作業は完全に軌道にのりました。また、現金収入の道を開く方法として、共同桑園が作られ、養蚕もさかんになってきました。この蚕の糞を乳牛の飼料に利用して酪農を有利にし、食生活の改善と自給肥料増産に、一石二鳥の効果を上げることができました。婦人たちは、鶏の共同飼育も行っております。新鮮な卵は、農協に運んで共同販売に託され、この代金も預金に回されるわけです。このように農協はたくましく成長し、稲の防除も共同作業で行われています。秋の取り入れには、共同脱穀で能率を上げました。刈り入れのあとの耕地には、発動機の音も高らかに見る間に耕されるという機械化とみんなの力による成果を十分に発揮しました。共同でとられたから芋は、農協のでんぷん工場に運ばれ、たちまちでんぷんに加工されていきます。みんなの力によって、農協を中心に励み働いていくことこそが、経済自立への新しい村づくりでありましょう。」(鹿児島県広報文書課、経済自立映画 共同販売編 「みんなの力で」1954年より抜粋)

この映画のナレーションが表わしている内容を要約すれば、以下の通りである。

- ①戦後、新たに設立された農協は、放漫な経営と組合員のわがままから多くの赤字をかかえ、崩壊寸前に追い込まれた。
- ②農協の混乱に付け込んで、町の商人は村に入り込み、農民の生産物を買いたたいて農民の生活を脅かした。農民のなかには田畑を手放して村を出ていく人もいた。

- ③ 村人たちは、農協の再建が農民の生活を守る一番の近道であると悟り、そのための熱心な話し合いが開かれた。
- ④ 農協は、村人を啓発して出資金を募り、合わせて村人へ農業技術の指導を行った。
- ⑤ 農協による肥料の共同購入、生産物の委託販売が行われた。
- ⑥ 農協は、全村挙げての協力により、土地改良（湿田の排水事業）や農道の建設を行った。
- ⑦ 農協は、現金収入の道を開く方法として、養蚕、酪農、養鶏などの事業に着手した。
- ⑧ 農協は、稲の共同防除、共同脱穀、機械による耕耘作業を行った。
- ⑨ 農協は、でんぷん工場を設置し、共同で作ったから芋を、でんぷんに加工した。

映画の内容からうかがう限り、このように農協が、戦後、村の経済基盤である農業の復興に果たした役割はことのほか大きかったようである⁽²⁾。

以下、「宮之城町史」をひもといて、当時の佐志村の農業・農村とその開発に果たした農協の役割を明らかにすることにしよう。

2. 戦後佐志農業の初期条件

佐志に現在も居住、ないしはもともと佐志の出身で現在は他所に居住し、当時の様子を知っている複数の方々に対してインタビューを試みた。その結果、以下のようなことが明らかになった。

「戦後昭和20年代は、食糧不足を解決するために、水田地では水稻を栽培し、畑作地では麦（主として裸麦、一部に小麦）や陸稲、さつまいも、豆類（大豆など）を栽培していた。また水田地で、表作に稲作（6月下旬から7月初旬にかけて田植え、10月下旬から11月初旬にかけて稲刈り）、裏作には麦類（11月下旬に播種～5月下旬に収穫）や菜種を栽培していた。また、未開地を開墾したところ（台地）は畑作地となり、ここでは主としてさつまいもを栽培していた。

また、低位利用の土地にはあちこちに桑園が散在していた⁽³⁾。野菜は農家の自給用に栽培しただけにとどまり、果樹はほとんど存在しなかった⁽⁴⁾(佐志住民からの聞き取り調査にもとづく)。このように、米麦とさつまいもが主要な栽培作物であり、まさに生存するための農業であった⁽⁵⁾。ただし、収穫した米の7割ほどは政府へ強権供出しなければならなかったので、農家といえども、十分に自家消費米を確保することができなかつたようである。主食は、さつまいもに雑穀(粟, 稗など)を加えたものであり、副菜には季節の野菜が用いられ、食卓に彩りをそえていた。肉や魚は、特別なときを除けば、めったに口にすることはなかつたようである。

「佐志における当時の農家1戸当たりの平均耕地面積はおよそ50アール内外ときわめて零細であり、農家によっては、それ以下の極零細耕作農家も存在していた。農地改革前には佐志に不在地主や在村地主がいたが⁽⁶⁾、地主が所有している耕地規模は10ヘクタール以下でさほど大きくなかつた。中小の河川があり、そこから用水していた。水路は比較的よく整備されており、『水争い』が起ころうような事態はほとんどなかつた。むしろ湿田の排水こそが問題であった。鍬や鎌などの手農具以外にこれといった労働手段はなく、肥料も落葉や稲藁、家畜の糞や人糞など材料とした自給堆肥がほとんどであった。水稻の種子は、もっぱら村からの配給に依存しながら確保していた。各農家は黒毛和牛を一頭飼育しており、役牛として耕起作業や運搬作業に利用していた⁽⁷⁾。農作業は家族労働を主体としていたが、田植えや稲刈りなどの繁忙期には、『ゆい』による農家間の労働交換慣行を通じて、労働力の不足を補っていた。」(佐志住民からの聞き取り調査にもとづく)。

こうしてみると、終戦直後しばらくの間、佐志村の農業は、零細な耕地規模のもとで貧弱な労働手段を用い、労働を集約的に投入して、米麦とさつまいもを主要な栽培作物としていた。慣行的な技術を用いた作物の生産性水準は、たとえば、水稻の10アール当たり収量が300キログラム内外(1948年ごろ)といったように低く、また収量は、夏季に相次いで台風が襲来し、また台地が瘦薄の土壌(シラス火山灰土壌)であったために、きわめて不安定であった。

未開地の開墾が進むにつれて⁽⁸⁾、開墾可能な農地のフロンティアも次第に限界に近づいていった。そうしたなかで、外地にいた家族の引き揚げや復員兵の帰還、さらには高い出生率により、人口は膨張を続け⁽⁹⁾、増加する人口を扶養するだけの食糧も次第に底をつきはじめていった。農業以外の就業機会や所得創出の場は大きく限られていた。終戦直後しばらくの間の佐志村は、文字通り食糧の不足と絶対的貧困の極みに立たされていたといつてよい。

3. 農協主導による農業復興の展開

「宮之城町史」によると、佐志村農協は佐志村農業会を引き継ぐ形で、1948年に設立⁽¹⁰⁾されたが、「ドッジラインやその他各種の事情により経営は苦難に陥った⁽¹¹⁾。同年田原誠助が組合長に就任し、でんぷん工場の経営の合理化⁽¹²⁾、酪農事業の振興⁽¹³⁾、水田の暗渠排水工事の施行、水田裏作の奨励などを行って再建を図った。1953年に水田60ヘクタールの暗渠排水工事を推進し、その結果、米の供出量が4000俵であったものが8000俵を突破する好成績を収めるようになった。また、でんぷん工場も市況を的確に把握して高価格時に販売することに努めたため、黒字経営⁽¹⁴⁾となった」(宮之城町史編纂委員会編 [2000: 648])とされている。また1948年には同時に、531名の組合員からなる佐志村農業共済組合が設立された([宮之城町史編纂委員会編 [2000: 700])。農業共済組合は、1947年に公布された農業災害補償法(災害による農業収入の減少を補填し、経営の安定を図ることが目的)にもとづき、その業務を行う機関として発足したものである。

いずれにしても、農協は再建して以降、農協の営農指導員が農業改良普及員ならびに生活改良普及員の力を借りて、農民に対する営農技術の指導や農家に対する生活改善を実施する一方で、農業者への低利貸付、農畜産物の共同販売、農業資機材の共同購入などを通じて、農業の発展と農民の所得ならびに農家生活の向上に対して、大きな貢献を果たしたものと考えられる。このことは、前述した映画のナレーションによっても十分に裏付けられる。

1947年から1948年にかけては、農地改革の後を受けて、前述したように、戦後の日本農業を再生し発展するための基本的な法と制度の枠組みが整った年であった。農協法の成立とそれにもとづく農協の設置、農業共済組合の設置、農業生産の増大と農家生活の改善を目標とした農業改良普及助長法の成立と農業改良普及制度の設置および普及事業の発足がこの間に相次いでなされた。1952年からは鹿児島県独自の施策として「経済自立化運動」が実施された。この運動は「各集落に生産者を主体とした集落振興小組合を結成して、集落の総合的な振興計画をたてさせ、それを達成するため集落民が自主的に実践するというものであった。これによって、土地改良、農地の集団化、防災営農、換金作物の導入、二・三男対策などが展開された」¹⁵⁾(〔宮之城町史編纂委員会編〔2000: 630〕〕)。また、宮之城町では、1955年に、農業生産の向上を図るうえで重要な要素である土地改良を推進するため、土地改良協議会が設立された(宮之城町史編纂委員会編〔2000: 701〕)。

農協主導による農業振興事業の具体的な展開に加え、こうした国家・政府による法と制度の枠組み整備およびその機能の発揮、県による経済自立化運動の支援が、佐志の農業振興を側面から支えたといつてよい。

佐志村で生じた農業振興のかかる小さな動きは、ことさら佐志村だけに限定されたものではけっしてなかった。実は、鹿児島県内の至るところで、程度の差こそあれ、こうした動きは、戦後、同時多発的に展開されたものであったと考えられる。日本の国内で、農業生産力の水準がもっとも低く、農業生産や生産性の内容において著しく後進的で、それゆえにもっとも貧しかった鹿児島県は、農業総合生産指数でみる限り、戦後しばらくの間続いた低位・停滞の状況を乗り越えて、1955年以降、国内でも屈指の高い成長を示しはじめるのである(大田〔1961: 201〕)。

本土の市場から遠く離れて地理的・経済的な限界地帯である鹿児島県が、自然的かつ社会経済的諸条件の不利性と農業構造の後進性を克服するには、農民が一致団結して農協を再建し、そこを農業発展と地域振興の中核に据えざるをえないという根底的な理由があった。農協再建の地道な努力に支えら

れた事業活動の成果が、1955年以降ようやく開花しはじめたといっただけでよからう。

4. 農業の振興を支えた農協の発展要因

それでは、戦後10年間に佐志村で農業の振興を支えた農協の発展要因として、どのようなことが考えられるであろうか？ 聞き取り調査の内容をもとに、整理すれば以下のようにまとめることができよう。

第1に、農協を再建する方向へ導いた強力なリーダーが存在していたことである。佐志村農協の2代目組合長であった田原誠助は、戦前台湾の製糖工場に勤務していたとき、管理部門を任される要職の身にあった。終戦により帰郷して農協の悲惨な実情をみるにつけ、やむにやまれぬ気持ちで自ら農協再建に踏み出したにちがいない。映画のナレーションにあったように、村人に対して農協再建の必要性を熱心に説いて回り、出資金を集めるのに奔走したのも、田原組合長自身であった。当時を知る住民の話によれば、「田原誠助には人を容易に寄せつけない冷淡さを感じたが、農協再建にはただならぬ熱意があった」と述懐している。田原誠助は、製糖工場に勤務していたときに学んだ経営の才覚に優れ、農村を豊かにするためには、共同販売、共同購入による「規模の経済」の働きにより、市場での農産物販売を有利なものにし、農業資機材を安価に買入れることが、農民の利益につながることを誰よりもよく知り尽くしていた。

第2に、村人が農協組合員になれば自分の農業が有利に展開されることを認識したということである。組合員になれば、農業の生産基盤が整備され、低利で融資を受けることが可能となり、また新しい農業技術を習得でき、結果として暮らしが豊かになることが、村のなかに徐々に浸透していった。最初のうちは、組合員になることのメリットが感じられなくても、農協の手がける種々の事業活動の成果が少しずつ現われはじめると、それに追随するものが出現することはこれまでの経験が教えるところである。事実、当時農協

の幹部であった農家のなかには、ほかの農家に先駆けて乳牛を飼養して牛乳を生産し、近くの牛乳販売店へ販売していたという。その成果を周囲の農家が認めるにしたがって、牛乳の飼養が村内に徐々に広まっていった。

第3に、農協に対して組合員が次第に信頼を寄せていったということである。農協は組合員に対して稲作や商品作物に対する営農指導を実施するとともに、生産物の流通と販路の拡大に努力を惜しまなかった。牛乳を例にとれば、乳牛を導入して牛乳を搾りはじめたころは、牛乳保蔵の施設が不備であったために輸送の途中で腐敗し、宮之城にある唯一の牛乳販売店（「福満牛乳」）に配達する前に、近くの小川に流して廃乳処分することもあったらしい⁽¹⁶⁾。そこで、農協は鹿児島に所在していた森永乳業に掛け合せて販売契約を締結し、牛乳の保蔵や輸送の工夫も施されて、その後販路が安定し、廃乳することも急速に少なくなったという。またほかの例として、組合員が手塩にかけて育てた黒毛和種（肉牛）の成牛を本州方面へ輸送するとき、輸送する貨車のなかで、家畜取引市場での商品価値を維持するために何泊にもわたって不眠不休の飼養管理を行い、市場の信頼を勝ち得た。こうした献身的な努力が、やがて組合員に広く知れ渡るところとなり、農協への信頼を深めていった。

第4に、組合員相互の間に、強い結束力が存在していたということである。前述した映画の冒頭には「自分さえよければそれでよいという一寸とした目先の欲が同じ立場にある農民の団結をこわしてしまう」と書かれたフレーズが出てくる。1950年当時、人口3600人余りの小さな村であった佐志は、いくつかの集落に分かれていたとはいえ、村人がお互いに周知できる距離にあり、農村特有の相互監視あるいは相互規制のもとにおかれていたと考えられる。自分だけの利益に誘導する身勝手な行動は、厳に慎まなければならなかった。村人の凝集力が強いところで、一村一農協というスケールは、農協組合員の結束を固めるのにちょうどそれに見合った大きさであったといえる。凝集力と相互信頼性の高い農村社会を基礎として戦後新たに誕生した農協という機能集団は、農村社会の安寧維持と農村経済の発展向上という両輪を支える結節点にあったと考えられる。かかる農協の機能集団に属して、組合員個々は

豊かな明日を築くために、懸命に努力を傾注していった。

このように、農協が佐志村における農業の振興を主導しえたのは、農協における強力なリーダーシップの存在、村人の農協に対する大きな期待、組合員の農協に対する絶大な信頼、組合員相互の揺るぎない結束によるものと考えられる。

第4節 農協主導による農業・農村開発の経験が途上国に与える示唆

それでは、佐志村における戦後農業の復興に果たした農協の経験的事実を、現在の後発途上国に対して、どのように活かすことができるのであろうか？ その前に、後発途上国農業が直面している現実の姿を素描しておくことにしよう。

1. 後発途上国農業の現実

後発途上国は、生存作物（米、イモ、トウモロコシなど）の生産を基礎として、余剰の生産資源を商品作物の生産に利用していることは周知の事実である。生存作物の作柄が、自然災害などなんらかの要因で低位・不安定になれば、商品作物に割り当てられていた資源を引き上げて、生存作物の生産に振り向けるというのが、これまでの通常の行動パターンである。根源的な生産資源である農地と労働力の賦存に大きく制約されて経営規模の拡大は困難であり、また営農資金の厳しい制約に起因して購入資本財の投入と近代的技術の利用にはほど遠い。したがって、土地と労働の生産性水準は低く、そこに人口圧力が加わるならば、農村における1人当たり食糧余剰は次第に小さくなり、人口の増加は1人当たり食糧余剰が生存可能な水準に至るまで持続する。文字通りマルサスの罠（Malthusian Trap）に陥る様相を示しているのが、

サハラ以南アフリカ諸国や南アジア諸国の零細な農村にみられる現実であるといえよう。加えて、生存作物の一部と商品作物を市場への販売・流通ベースにのせるとしても、幹線道路へのアクセスや輸送手段が不備で、しかもなお市場が遠隔地にあり、貯蔵や加工の施設もなく、売値が市場情報を豊かにもつ産地商人のいいなりになりやすい現実を振り返れば、生産者である農民の所得が必ずしも潤うことがない。

こうしてみれば、後発途上国の農民は家族の食糧確保において不安定であり、かつ農家所得の水準は農外の就業・所得創出機会が大きく閉ざされていることもあいまって、絶対的貧困の極みに立たされているといえる⁽¹⁷⁾。

後発途上国の農業と農民が、現在直面している食糧確保の不安定と絶対的貧困は、まさしく戦後初期の佐志村がおかれていた実情と軌を一にするものである。

2. 佐志村の経験が途上国の農業開発に与える示唆

これまで、戦後初期の佐志村における農業の復興過程が、再建された農協を中核として行われてきたことを述べてきた。後発途上国では、ごく一部にみられる企業型農場での商業志向型・輸出志向型農業の展開を除けば、農業が大多数を占める広範な零細規模の貧しい小農によって担われている。したがって、個々の農民がもつ小さな力量をもってしては、農業の生産性水準を引き上げ、農畜産物の市場への販売を通じて、所得の向上を図ることはきわめて困難であるといわなければならない。ここに、零細な小農が協同して強固な農民組織を形成し、「協同の利益」を求める必然が生じてくる。

たとえば、ある集落において農業を行う農民達が、市場性が高く地域の生産条件に適したいくつかの農畜産物を選択して、作物栽培と家畜飼養の技術水準を平準化して生産性を高め、品質・規格をそろえ量をまとめて共同販売していけば、市場での対応力が強化され、市場価格の決定における交渉力も増強する。また農民が個々に農畜産物を運搬し輸送するよりも、共同で出荷

すればはるかに時間と経費が節減されて、流通コストが低下する。共同で農畜産物の貯蔵施設を設置すれば、価格が高騰するとき市場へ放出することにより利益を上げられるとともに、年間を通じて安定的に市場へ供給することが可能となり、市場から高い信用を得ることができる。結果として個々の農民にとって農業粗収益の増加につながるであろう。

他方において、肥料、農薬、種苗、飼料、農機具などの農業資機材を共同で購入すれば、農民がそれらを個々に購入するよりも安価にかつ安定的に入手することが可能となるであろう。営農資金の借入れにしても、借入れコストが高くつく民間の高利貸業者よりも農民が集まって貯金をしていけば、それを元手に資金を必要とする農民に低利で貸し付けることができるであろう。結果として、個々の農民にとって農業経営費の節減につながる。

農業粗収益の増加と農業経営費の節減は、総体としての農業所得を向上させることに帰結する。これが「協同の利益」と称されるものである。いうまでもなく、その場合には生存作物の安定確保が前提条件となる。たとえ、不利な気象条件のもとで生存作物の作柄が悪くても、商品作物の生産・販売による所得の増加が農民の購買力を強化して、不足する生存作物を市場で購入することが可能になろう。生存作物の作柄が豊作であれば、その一部を市場へ販売することによって、追加的利益を得ることができる。

こうして、「協同の利益」により農家の経営基盤は強靱なものへ転化し、市場経済に巻き込まれていく過程で、後発途上国農民の宿願である食糧の安定確保と絶対的貧困からの離脱が図られていくものと期待されるのである。

佐志における農業復興の過程は、まさしくこのプロセスを踏まえて突き進んだものであった。しかしながら、後発途上国農業の現実と対峙するとき「協同の利益」を産み出すはずの農協の機能が有効化せず、その運営が容易に進まないのは、はたしてどういう理由にもとづくのであろうか？

これまで、筆者が後発途上国における農協の再建・復興とその機能強化に関して実際に現地に赴いて調査した結果やそれに関する国内検討委員会での論議¹⁸⁾の結果を踏まえていえることは、以下のようなことである。

後発途上国では、農協そのものの意義は認めるとして、たとえ農協という組織が現に存在していたとしても、農協活動を通じた経済的な利益と効果が組合員に対して目にみえる形で現出せず、また受益者である農民自身が農協を自分たちの努力で築き上げなければならないといったような農協に対するオーナーシップが欠如しているように見受けられる。加えて、組合員自らが農協のメンバーシップであるという自覚さえ欠如している場合が多々みられる。

たとえば、かつて実施したアフガニスタンの調査で判明したことのひとつは、農協が国外からの援助を得て農業機械を購入し、組合員間でそれを共同利用するシステムを試行したものの、その運用規則が組合員に遵守されず、機械共同利用のローテーションが組合員の自己利益優先のあまり効率よく組めなかったということである。機械を維持管理するだけの資金や機械オペレーターが不足したことも共同利用を頓挫させる主要な原因のひとつであった。また、農協が地域営農計画を立て、組合員個々に種苗や肥料などを配布し栽培技術の指導を行い、組合員が農産物を農協へ出荷することを期待したが、集荷された農産物の量があまりにも少なく、市場への共同出荷体制が組めなかったと聞かされた。カンボジアでは、組合員と農協の間で、契約による農産物の生産と出荷および取引価格の協定を結び、農協が組合員に対して種苗や肥料を無償配布することに加えて作物の技術指導を行い、組合員から農協への農産物出荷を期待したが、組合員のなかには、収穫した農産物の市場価格が農協との契約価格を上回る場合には、農協との契約を暗黙のうちに破棄して市場へ販売する事例が後を絶たないという。また両国とも農協への出資金が集まらず、農協を健全に運営できないとも聞かされた。

こうした事態の繰り返しでは、いつまで経っても、農協という存在はあっても、その潜在的な機能が十全に発揮されるまでにはほど遠い。

振り返ってみて、佐志の場合は、農協の再建を通じた農業の復興と振興が見事にうまくいった。繰り返しになるが、強力なリーダーシップの存在、村民の農協に対する大きな期待、組合員の農協に対する絶大な信頼、組合員相

互の揺るぎない結束が、このことを可能にした。また、農協に対する国・県・村のそれぞれのレベルにおける行政上の指導と支援、資金のてこ入れもおおいに与って力があつた。そして何よりも、村民と組合員のなかにある貧困の苦しみからいち早く脱却したいという宿願が、モチベーションの高さとなって表われ、農協を核とした農業の復興と振興に一致団結し、“みんなの力で”窮状の打開をともに考え、行動したということができよう。

それでは、何ゆえに、後発途上国は、佐志の経験した方向へと歩み出せないのであろうか？ 無論、現在の後発途上国と50年以上も前の佐志とを同列に扱って議論することはできないであろう。さまざまな諸条件が異なるし、グローバル化、情報化が進んだ現在の外部環境にある後発途上国を佐志の経験で語るには、あまりにも状況が違いすぎる。それでもなお、佐志の経験は、農協を核とした農業開発の方向はいかにあるべきかを強く示唆しているといえるのではなからうか。後発途上国の農村を事例において、農協を核とした農業開発の方向を、佐志を含めた日本の経験から探究することは、今後の研究課題として他日に期したい。

おわりに

戦後農政の基本的枠組みは、農地改革の断行、農業協同組合の発足など農村民主化を目指す制度的改革で始まった。農地、人材、資金などの資源が大幅に制約されていた戦後初期の生産条件のもとで、新しい技術を開発し普及していくことこそが、稀少資源を有効活用してその生産性を引き上げ、食糧を増産させていく正当な方向であった。

技術の開発と普及のプログラムにおいては、県の農業試験場研究員や農業改良普及員だけでなく、役場に在籍している農業技術指導員、農協の営農指導員などがともに語り合い、受益者である農民の声も反映させながら、立案・実施し、評価していった。

日本の農業・農村開発の主要な特徴のひとつは、農村という行政の末端単位で、このように関係する諸機関のステークホルダーが、相互に知恵を出し合い、資金を融通、また組織力を提供し、時間を調整しながら、開発目標を達成するためにそれぞれが努力を払っていったことである。いわば「無償の報酬」を厭うことがなかった。もちろん、その過程でステークホルダー間の利害は錯綜とし、議論は衝突と妥協を繰り返すものであったにちがいない。重要なアクターにはいつも農協が存在し、しかも強くコミットする立場にあった。

佐志は、昭和20年代後半になって、米、麦類、さつまいもなど生存作物の生産がようやく安定的に確保されるようになり、酪農や養蚕、水田裏作の飼料、菜種なども生産が軌道に乗りはじめた。やがて昭和30年代に入り、その増産が期待されたものの、米の国内市場競争の激化、輸入自由化にともなうでんぷん、繭および菜種の価格下落とそれにともなう採算性の悪化、乳価の低迷など、佐志農業を取り巻く市場環境は次第に厳しくなっていく。また、佐志の主要な労働力は出稼ぎや近くの失業対策事業に従事して賃金を稼ぎ、農業は次第に高齢者や婦女子に任されて、担い手が弱体化していった。地元の中学校や高校を卒業した若者の多くは、鹿児島本線川内駅から集団就職列車に乗って故郷を後にした。農村は過疎化し、農業は衰退しはじめていく。今にして振り返ってみれば、皮肉なことに昭和20年代が貧しくとももっとも希望に満ちあふれていた頃であったのかもしれない。

佐志農協は、基礎食糧の増産と作物や家畜の共同販売を通じた組合員農家の所得形成の実現に止まらなかった。県・町・村の地方自治体、農業改良普及所、保健所、学校、郵便局等との協働関係を通じて、農家の生活改善と農村の生活環境改善、就農青年の育成などに対しても少なからぬ役割を果たした。本章では紙幅の都合で論述するまでには至らなかった。今後に残された研究課題としたい。

〔注〕

- (1) 戦後日本の農業・農村発展に果たした農協の役割と途上国に対する経験的示唆を論じたものに、板垣〔2002〕がある。
- (2) ただし、この映画は、あくまでも県広報文書課が農業・農村復興のためのキャンペーンとして作成されたものであることから、内実としては、農協の設立・再建・成長の過程でさまざまな困難や問題点があったことは容易に想像される。
- (3) 宮之城地域一帯は、かつて県下でも有数の養蚕地帯であった。明治に入ってから、養蚕がさかんになり、日本の主要な養蚕地帯から技術者を招いて、蚕業の振興に努めた。大正から昭和の初期にかけて、宮之城地域の各地に個人企業の製糸工場が建てられた（宮之城町史編纂委員会編〔2000: 650-659〕）。戦後しばらくの後に、生糸や絹に代わる人工繊維が安価に供給されるようになり、養蚕は大きな後退を余儀なくされた。宮之城町史に掲載されている資料から類推すれば、佐志村の桑園面積は、1917年に40.7ヘクタールであったものが、1929年に49.1ヘクタール、1941年に38.6ヘクタール、1946年に10.5ヘクタール、1950年に11.3ヘクタール、1955年に11.3ヘクタール、そして1960年には8.7ヘクタール推移していったものと推計される。特に戦後になってからの衰退ぶりがうかがえる。
- (4) 野菜は、昔から各家庭で菜園を屋敷内に設け、白菜、大根、ねぎ、茄子などを栽培し自給自足している家庭が多かった。果樹は、温州みかんを栽培している農家があった（1953年の温州みかんの栽培面積は1ヘクタール）が、商品栽培としては当時振るわなかったらしい（宮之城町史編纂委員会編〔2000: 660-666〕）。また、工芸作物として、茶は宮之城地域一帯の特産物であるが、佐志ではさほど振るわなかった。タバコは、数件の農家で栽培されていたようであるが、大規模に行われた形跡はなかった模様である（佐志住民からの聞き取り調査にもとづく）。
- (5) 当時、鹿児島県全体においても事情は同様であった。細野は彼の著書のなかで鹿児島県農業の特性を次のように述べている。「鹿児島県農業の特性は粗放・停滞的というよりも零細・自給的であり、その反面として生産手段の近代化が遅れているとすべきである」（細野〔1955: 267〕）。
- (6) 戦後の農地改革により、農地買収された対象地主数は、在村で304、不在で148であり、これに法人資格の在村地主3を加えて、計455であった。農地の売渡面積は120.5町（田94.6町、畑25.9町）であり、売渡を受けた戸数は、557戸（村内居住者499戸、村外居住者58戸）であった。農地改革の結果、自作地と小作地の面積比率は、改革前の63%、37%から、改革後には93%、7%へと変化した（宮之城町史編纂委員会編〔2000: 628〕）。
- (7) 田の耕起は戦前には馬を利用していた。馬耕は馬が減ってきた終戦前後から次第に牛耕に代わっていった。動力耕耘機が普及しはじめたのは1960年代

- 半ばになってからである。なお、戦後の佐志村の水稻作付面積は、1946年318ヘクタール、1950年320ヘクタール、そして1953年317ヘクタールであった（宮之城町史編纂委員会編 [2000: 638-641]）。
- (8) 1948年から始まった政府緊急開拓事業により、佐志村では村の内外から15戸が新規に開拓農地へ入植した（宮之城町史編纂委員会編 [2000: 629]）。
- (9) 佐志村の人口は、1940年に実施された国勢調査で478世帯2585人であったものが、1945年の人口調査で3421人へ、そして1950年の国勢調査では650世帯3611人へと増加していった（宮之城町史編纂委員会編 [2000: 404]）。
- (10) 当時を知る元農協職員からの聞き取りによると、「設立当時の農協組合員数は540名から550名の間で、農協職員数は24、25名程度だった。新任の農協職員の月給は当時で、1000円程度であった」という。
- (11) 当時を知る元農協職員からの聞き取りによると、「佐志村農業会の頃は、戦時の統制経済下で農業投入財や生活物資が配給制であったものが、農協になって急に自由競争にさらされ、それらを購入したり、農産物を販売するやり方がわからず、大きな混乱を招いたことに大きな理由がある」ということであった。全国的にみても、1949年度には総合農協のうち40%が多く欠損を出す（1950年度も29%が欠損組合）に至った。総合農協のなかには貯金の払出しを停止したり、制限せざるをえないものも出た。このような状況に農協が追い込まれたのは、いろいろの原因があるが、とくに大きいのは、経済環境が大きく変わったのに対して、農協がこれに適応しきれなかったことである（全国農業協同組合中央会 [1988: 90]）。
- (12) 佐志村仮屋瀬の県道下でんぷん工場が建設されたのは、1946年秋のことであった。当時郡内には工場がなく、生産農家の有利販売には役立ったが、規模が小さかったことやでんぷん価格の変動が激しかったことなどから経営はあまり順調には行かなかった（宮之城町史編纂委員会編 [2000: 648]）。
- (13) 1947年、佐志の豊増泰造、内之倉正人などが中心となって乳牛の導入を計画し、佐志農協の村田利秋技手の指導を受けながら、ホルスタイン種10頭を千葉県から導入して酪農を始めた。当時は1戸1、2頭飼いが多く、企業の経営にはほど遠いものであったので、多頭飼育の専門化が推進された。祁答院酪農組合は1949年に結成され、森永乳業（筆者修正。「宮之城町史」では森永牛乳）と販売契約を結び、各所に集乳所（筆者修正。「宮之城町史」では集荷所）を設けて毎日集乳（筆者修正。「宮之城町史」では集荷）して回った。結成後まもなく県酪農協同組合に加入し、佐志支部となった（宮之城町史編纂委員会編 [2000: 678]）。当時、森永乳業への牛乳輸送は汽車で6時間もかかった。この間に乳質が変化して二等乳に格下げされたが、それでも会社は引き取ってくれた。佐志には酪農組合の自己負担と森永乳業および村からの助成による集乳所も建設された（当時佐志酪農組合に勤務していた人からの手紙による）。

ずっと後のことであるが、1964年、当時祁答院酪農組合長であった田原誠助から「乳牛、和牛放牧育成場設置方について」の嘆願書が町議会に提出され、佐志・木洪にある町有林の一角を利用して、町営の乳牛、和牛育成場が設置されることになった（宮之城町史編纂委員会編 [2000: 677]）。なお、当時を知る人からの聞き取り調査によると、「豊増泰造らは、地元の農蚕学校在学中に勤労奉仕で北海道に渡り、水田の裏作に飼料作物を栽培して酪農を始められないかと発想するに至った。佐志に帰郷して学校を卒業後は豊増ら2人が酪農に着手した」という。

- (14) 当時を知る元農協職員からの聞き取りによると、「でんぶんは当時、水飴の原料に使われ、その多くは愛知県の工場に引き取られた」ということであった。
- (15) 映画で紹介された土地改良計画の実施、農道の建設、共同桑園の創設や鶏の共同飼育などの事業も、確認するまでに至っていないが、おそらくは経済自立化運動の一環として、農協が主導して実施したものと推測される。経済自立化運動には県による表彰制度があり、経済自立化運動を通じた模範的な成功事例には、知事による表彰が行われた。佐志でも、木洪部落が表彰を受けたという。経済自立化運動は、農業だけでなく、農家生活に対しても行われた。聞き取り調査によると、この運動を通じて、農家ではカマドや便所の改良が行われたという。
- (16) 当時を知る地元の方から送られてきた手紙によると、「最初のうちは、戸別売りに加え、宮之城にある福満牛乳店と川内にある宝満牛乳店に販売していたが、売り切れず川へ廃棄したこともあった」という。
- (17) 農業の生産性水準が低い後発途上国において、農業と農民が直面している切実な課題は、「食糧の安全保障」と「絶対的貧困」にあることを指摘した論文として、たとえば、板垣 [2006] を挙げることができる。
- (18) 筆者は、過去においてアフガニスタンにおける農協の再建・復興に向けた現地調査を実施し、またカンボジアにおける農協の組織拡充と機能強化に関する検討委員会のメンバーとして参加した。くわしくは、(財)アジア農業協同組合振興機関 [2004] および(社)国際農林業協力協会 [2004] を参照のこと。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 板垣啓四郎 [2002] 「農業・農村の発展に果たした農業協同組合の役割」(『国際開発研究』第11巻第2号 25-38ページ)。
 [2006] 「途上国における農業開発の目標と農業開発戦略」(高橋久光・夏秋啓子・牛久保明邦編 『熱帯農業と国際協力』筑波書房)。

- 大川健嗣 [2001] 「日本農業・農村の史的展開と転機に立つ農政 第二次大戦後を中心として」(『日本村落研究学会編 年報 村落社会研究 第37集『日本農業・農政の史的展開と農政 第二次大戦後を中心に』農山漁村文化協会)。
- 大田遼一郎 [1961] 「南九州農業生産の動向」(『農業総合研究』第15巻臨時増刊号 第60号 195-227ページ)。
- 柏祐賢・坂本慶一編 [1978] 『戦後農政の再検討』ミネルヴァ書房。
- 紙谷貢 [2002] 『日本における農政改革の10年 戦後農政からの脱却を目指して』農林統計協会。
- (財) アジア農業協同組合振興機関 [2004] 『農協活動を通じたアフガニスタン支援のための基礎調査報告書』。
- (社) 国際農林業協力協会 [2004] 『開発途上国等農民組織基礎調査 カンボジア報告書』。
- 全国農業協同組合中央会 [1988] 『農協読本』(補訂版)。
- 「写真が語る昭和農業史」刊行会 [1989] 『写真が語る昭和農業史』富民協会。
- 細野重雄 [1955] 「鹿児島県の農業とその条件」(『農業総合研究』第9巻第3号 235-289ページ)。
- 宮之城町史編纂委員会編 [2000] 『宮之城町史』宮之城町。